

インフルエンザの定点当たり報告数

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている定点医療機関からのみ患者数が報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことで、言いかえると1医療機関当たりの平均報告数のことです。

厚生労働省・感染症サーベランス事業により、全国約5,000のインフルエンザ定点医療機関を受診した患者数が週ごとに把握されています。長崎県のインフルエンザ定点医療機関は、長崎県内に70カ所、長崎市保健所管内に17カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち1つの医療機関が1週間で何人のインフルエンザ患者を診療したかを表す数字です。したがいまして、定点当たり報告数が3ならば、1つの医療機関で1週間に3人のインフルエンザ患者を診療した、ということになります。

この数字が1以上であれば、その地域は流行レベルに入ったことになります。10以上なら注意報レベル、30以上なら警報レベルの流行となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

今年は、2016年第46週(11/14 - 11/20)の定点当たり報告数が1.38(患者報告数6,843人)となり、2016/2017年シーズンで初めて全国的な流行開始の指標である1を上回りました。**2017年第1週の定点当たり報告数は10.58(患者報告数52,082)**と10以上で注意報レベルとなり、前週の定点当たり報告数8.54よりも増加しました。

都道府県別では岐阜県(19.87)、秋田県(18.30)、愛知県(18.25)、

沖縄県（17.93）、埼玉県（13.55）、京都府（12.23）の順となっており、注意報レベル（10以上）を超える地域が増えていきます。

国内のインフルエンザウイルスの検出状況をみると、直近の5週間（2016年第49週～2017年第1週）ではAH3亜型の検出割合が最も多く、次いでB型、AH1pdm09の検出割合が同程度であった。

（国立感染症研究所HPより抜粋、1部改変）

長崎市、長崎県とともに第47週の報告数は、1未満でしたが、第48週で長崎市（1.0）、長崎県（1.07）とともに1以上となり、流行開始レベルとなりました。2017年第1週は長崎市（6.76）、長崎県（6.89）で前週：第52週の長崎市（3.18）、長崎県（4.0）よりも増加しておりました。

インフルエンザ等の感染予防のために、十分な休息、手洗い、うがい、マスクの着用等を心掛けてください。

インフルエンザが疑われる症状として、のどの痛みや鼻汁・鼻づまり、発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身のだるさ等がみられましたら、早めに医療機関を受診してください。

